運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案要綱

１　現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。

（第１条関係）

２　運輸事業の振興の助成に関する法律は、令和 13 年３月 31 日限り、その効力を失うものとするほか、所要の経過措置を設ける。

（制定法附則第２項及び第３項関係）

３　この法律は、令和８年４月１日から施行する。　（改正法附則関係）